

## 落札後の手続き（不動産）の流れ

### 1 合志市への連絡をお願いします。

(1) 開札後、合志市が最高価申込者（落札者）又は次順位買受申込者となった方へ、公売財産の売却区分番号、整理番号、合志市連絡先などのご案内をメールにて送信します。

※このメールは、入札終了後に送信します。入札されたK S I官公庁オークションIDでログインした公売物件詳細画面に「落札しました」「次順位買受申込者となりました」と表示されているにもかかわらず、メールが届かない場合には、同じ画面で落札後連絡先を確認し、ご連絡ください。

(2) メールに記載された合志市連絡先に連絡し、合志市職員に売却区分番号、整理番号、住所（所在地）、氏名(名称)、日中の連絡先などをご連絡してください。買受代金の納付方法等今後の手続きについて合志市職員がご説明します。

(3) 買受人（最高価申込者及び売却決定を受けた次順位買受申込者）本人以外（代理人）が買受代金の納付、必要書類の提出を行う場合は5 代理人が落札後の手続きを行う場合をご確認ください。

### 2 買受代金の納付

(1) 納付していただく金額

ア) 買受代金

$$\text{買受代金} = \text{落札価格} - \text{公売保証金額}$$

イ) 登録免許税相当額

※登録免許税の金額及び納付方法などは、開札後に合志市にいただく電話連絡の際にご説明します。

(2) 買受代金納付期限までに買受代金全額の納付を合志市が確認できることが必要です。

(3) 買受代金納付期限は、合志市から送信するメールまたは公売物件詳細画面にてご確認ください。

(4) 買受代金の納付方法は以下のとおりです。

ア) 銀行振込

- ・振込先は合志市から送信する電子メールでご案内します。
- ・振込手数料は、買受人の負担となります。

・買受代金を振り込んだ日から合志市が納付を確認するまで3 開庁日程度かかることがあります。

- ・類似の口座名にご注意下さい。

イ) 現金書留での送付による納付

- ・買受代金が50 万円以下の場合に限ります。
- ・郵送料などは買受人の負担になります。

ウ) 合志市へ直接持参

・銀行振出の小切手は、熊本手形交換所管内のもので、かつ振出日から起算して8 日を経過していないものに限りです。

- ・受付時間は平日午前9 時から午後5 時までです。(年末年始を除きます。)

(5) 買受代金納付期限までに合志市が買受代金全額の納付が確認できない場合、その物件を買い受けることが出来なくなり、事前に納付された公売保証金は没収し、返還しません。

(6) 買受人本人以外(代理人) が買受代金の納付を行う場合は5 代理人が落札後の手続きを行う場合 をご確認ください。

### 3 必要書類の提出

(1) 次の書類を買受代金納付期限までに届くように合志市へ提出してください。

※ 必要書類の提出先は、入札期間終了後に最高価申込者(落札者) 又は次順位買受申込者となった方へ送信するメールにてご確認ください。

ア) 合志市が最高価申込者(落札者) 又は次順位買受申込者となった方へ送信したメールを印刷したもの

イ) 買受人が個人の場合、住民票

ウ) 買受人が法人の場合、法人の商業登記簿謄(抄) 本

エ) 所有権移転登記請求書

オ) 権利移転の許可書又は届出受理書

※公売財産が農地である場合に必要です。

カ) 郵便切手1,500 円分

キ) 固定資産評価証明書

ク) 登録免許税納付済領収書又は収入印紙

(2) 必要書類は郵送（郵送料は落札者の負担）または直接合志市に持参してください。

(3) 買受人本人以外（代理人）が必要書類の提出を行う場合は 5 代理人が落札後の手続きを行う場合をご確認ください。

#### 4 公売物件の引き渡し・登録移転

(1) 合志市は、買受代金納付期限までに買受代金の納付を確認できた場合、公売参加申込時に入力された内容及び提出された書類をもって権利移転の手続き（所有権移転登記等の嘱託）を行います。

(2) 売却決定後（開札日の7日後）、農地等を除き買受人が買受代金を納付したときに所有権等の権利が移転します。

(3) 合志市は、買受代金の納付が確認された後、買受人に対して「売却決定通知書」を交付します。

※売却決定通知書（正本）は所有権移転等の登記の際に必要な場合がありますので、合志市でいったんお預かりすることがあります。お預かりした売却決定通知書は、登記完了後お返しします。

(4) 詳細は、入札期間終了後にいただく電話等で説明します（次順位買受申込者の方には、最高価申込者（落札者）の方の買受代金納付期限日にご連絡して説明します）。

(5) 権利移転の登記手続完了までは、入札期間終了日から1ヶ月半程度の期間を要することがあります。

※合志市は、公売財産の権利移転の登記のみを行い、実際の引渡義務を負いません。

※公売財産に係る買受代金の全額を納付したときに、買受人に危険負担が移転します。（農地等を除く）。

## 5 代理人が落札後の手続きを行う場合

落札者本人が買受代金の納付等の手続きが出来ない場合、代理人がそれらの手続きを行うことが出来ます。

代理人がそれらの手続きを行う場合、以下の書類をご提出ください。

- (1) 委任状
- (2) 買受人本人の住所証明書
- (3) 落札者が法人の場合は商業登記簿謄本
- (4) 代理人の身分証明書  
運転免許証など、ご本人の写真が添付されている書面をお持ち下さい。
- (5) 合志市が買受人へ送信したメールを印刷したもの
- (6) 買受代金納付書
- (7) 代理人の印鑑\_\_